

朝倉市保育所等利用調整基準表

申込に伴い、提出された就労証明書などの保育の必要性を証明する書類に基づき、保護者1人ずつを基準表に当てはめ、そのうち基準点の低いものを利用を希望する子どもの基準点とします。

その後、基準点に調整項目で該当する調整点を加点、減点し、利用調整点数を決定します。利用調整点数の高い児童から優先的に利用決定を行います。

第1希望保育所

保護者氏名

保育の必要性の認定（父母の状況）		基準点		
		父	母	
就労	被雇用者 自営（中心者・経営者）	月160時間以上	15	15
		月140時間以上160時間未満	14	14
		月120時間以上140時間未満	13	13
		月100時間以上120時間未満	12	12
		月80時間以上100時間未満	11	11
	自営（協力者） 就職内定	月160時間以上	14	14
		月140時間以上160時間未満	13	13
		月120時間以上140時間未満	12	12
		月100時間以上120時間未満	11	11
		月80時間以上100時間未満	10	10
	内職	月160時間以上	13	13
		月140時間以上160時間未満	12	12
		月120時間以上140時間未満	11	11
		月100時間以上120時間未満	10	10
		月80時間以上100時間未満	8	8
妊娠・出産	産前・産後	4月入所の場合（2.1～5.31が予定日の方）		
	産後	育児休業取得者	6	6
	※4月入所の場合（～1.31が出産日又は予定日の方）	未就労者	4	4
				10
疾病・障がい	疾病等	4月入所の場合（4.1時点で入院1カ月以上の方）	15	15
		通院中で常時安静が必要な状態	13	13
		通院中	8	8
	障がい	身体障害者手帳1級、2級 精神障害者保健福祉手帳1級 療育手帳A	14	14
		身体障害者手帳3級 精神障害者保健福祉手帳2級、3級 療育手帳B	12	12
		上記以外	8	8
介護・看護	入院	月120時間以上の付き添いが必要	13	13
		月64時間以上120時間未満の付き添いが必要	9	9
	居宅介護・看護	月120時間以上の介護・看護が必要	13	13
		月64時間以上120時間未満の介護・看護が必要	9	9
求職	求職活動中	3	3	
就学	月120時間以上	12	12	
	月64時間以上120時間未満	9	9	
災害	災害復旧中	20	20	
虐待・DV	虐待	児童虐待のおそれがある	20	20
	DV	DVにより保育が困難	20	20

調整項目		調整点
加点項目	継続入所又は兄弟・姉妹が既に入所している場合	10
	ひとり親世帯の場合	10
	生活保護世帯の場合	3
	前年度申込をしたが入所できなかった場合（私的理由以外）	2
	多胎児出産の場合	2
	保護者が市内の保育所に常勤で勤務している保育士の場合	10
	保護者が市内の保育所に非常勤で勤務している保育士の場合	5
	生活中心者の失業等により就労の必要性が高い場合	10
	産後・育児休業明けの場合	3
	保護者の一方が不在（単身赴任等）の場合	3
減点項目	同居の家族（65歳未満）が保育可能 1名あたり	△3
	期間を過ぎた申込書の提出（4月入所の場合12.1以降に申込書を提出した方）	△5
	満1歳以上の弟妹が家庭保育・別保育（届出保育施設等は除く）	△5

利用調整点数	父母の基準点の低い方+調整点	
--------	----------------	--